

富裕層だけじゃない!! ケース別にわかる

令和5年からはじめる 計画的生前贈与のシミュレーション

生前贈与にどう向き合うか～令和5年度改正後の贈与シミュレーション～

松岡章夫／山岡美樹 共著

定価1,100円(本体1,000円+税)

▶A5判・132頁・令和5年3月刊



令和5年
3月下旬
刊

令和5年度税制改正による相続税・贈与税の課税方式の改正により、幅広い層に対して早期の贈与を促進する改正となりました。そこで、本書では課税方法の選択のポイントを示した上で、相続も見据えた「効果的な計画贈与」とするために、ケース別にシミュレーションを行い、贈与の期間や金額の最適値を検証した一冊です。

本書の特色

- ☞ 資産額、贈与期間のケース別に、計画的な贈与とするためには、「どちらの課税方式で、どのくらいの期間で、どのくらいの金額を贈与していくべきか？」について、限界税率を示して具体的に解説!
- ☞ 暦年課税と相続時精算課税の選択のポイントを掲載!
- ☞ 贈与税の非課税制度の概要を掲載!
- ☞ 一体化税に向けた今後の課題!
- ☞ 令和5年度改正(相続税・贈与税関係)について、改正のポイント、改正による影響などについてコンパクトに解説!

主要目次

- 1 令和5年度税制改正の相続税・贈与税の基本的な考え方
 - 2 相続時精算課税と相続前贈与加算の改正
 - 3 贈与税の非課税措置
 - 4 生前贈与の活用例と注意点
 - 5 相続時精算課税 110万円の基礎控除追加と相続前贈与加算延長に伴うシミュレーション
 - 6 相続税・贈与税関係のその他の改正
 - 7 今後の課題
- (参考) 第23回生命表

発行

一般財団法人 大蔵財務協会 ホームページ URL <http://www.zaikyo.or.jp> E-mail: info@zaikyo.or.jp
〒130-8585 東京都墨田区東駒形 1-14-1(財協ビル) TEL03-3829-4141 FAX03-3829-4001



* 申込書にご記入いただく個人情報につきましては、お申込書籍の発送のほか、弊社刊行物等や催事のご案内に使用させていただきます場合がございます。
* 弊社個人情報保護方針につきましては、ホームページにてご確認ください。

2303

キリトリ

申込書	富裕層だけじゃない!! ケース別に分かる 令和5年からはじめる 計画的生前贈与のシミュレーション		冊
	■ご住所 (〒 -) TEL () - FAX () - ☞FAX・メルマガ会員(新刊案内等)募集中 ご希望の方は√印 <input type="checkbox"/>		
	メールアドレス		
	■ご名称	■ご担当者名	

申込FAX⇒03-3829-4001 日本橋法人会会員専用申込書

※定価の1割引・ご注文合計金額5,000円(税込)以上送料サービス【HC-221】

1 令和5年度税制改正の相続税・贈与税の基本的な考え方

- (1) はじめに
- (2) 令和5年度税制改正

2 相続時精算課税と相続前贈与加算の改正

- (1) 相続税の仕組み
- (2) 贈与税の仕組み
 - ① 暦年課税
 - ② 相続時精算課税
- (3) 相続時精算課税の改正
 - ① 基礎控除(110万円)の創設
 - ② 財産の評価の再計算の創設
- (4) 相続前贈与加算制度の改正

3 贈与税の非課税措置

- (1) 相続税法の生活費・教育費の非課税規定
- (2) 贈与税の配偶者控除の特例
- (3) 直系尊属からの住宅取得等資金の贈与に係る贈与税の非課税
- (4) 教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置の改正
- (5) 結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置の改正

4 生前贈与の活用例と注意点

- (1) 暦年贈与の活用
- (2) 高収益不動産の贈与
- (3) 株価が上場している上場株式の贈与
- (4) 相続時精算課税と暦年課税の比較
- (5) 相続時精算課税と暦年課税のメリット・デメリット

5 相続時精算課税 110万円の基礎控除追加と相続前贈与加算延長に伴うシミュレーション

- (1) 実務の対応の原則
- (2) 財産額別の具体的シミュレーション
 - ① 財産が5億円のケース
 - ② 財産が3億円のケース
 - ③ 財産が2億円のケース
 - ④ 財産が1億円のケース
 - ⑤ 財産が8,000万円のケース
 - ⑥ 財産が10億円のケース
 - ⑦ 財産が20億円のケース
- (3) 第二次相続も加味した場合のシミュレーション

(4) 配偶者なしの場合のシミュレーション

- ① 財産が10億円のケース
- ② 財産が2億円のケース

6 相続税・贈与税関係のその他の改正

- (1) 相続税の除斥期間の延長
- (2) 相続財産を贈与した場合の相続税の非課税制度
- (3) 医業継続に係る相続税・贈与税の納税猶予制度【マンションの相続税評価についての適正化】

7 今後の課題

- (1) 相続税の課税方式
- (2) 相続時精算課税関係
- (3) 暦年課税関係
- (4) 住宅取得等資金の贈与を受けた場合の非課税措置、教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置、結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置

(参考) 第23回生命表

